

前文

言語は、お互いの意思や感情を伝え理解し合い、知識を蓄え、文化を創造し、継承する上で必要不可欠なものです。

手話は、手や指の動き、表情を使い視覚的に表現するものであり、音声言語である日本語と同様に一つの言語です。そして、聴覚に障がいのある方にとって手話は、自分らしく生きていく上で、かけがえのないものです。

しかし、手話は、長い間言語として認められず、使用する環境が整えられてこなかったことから、聴覚に障がいのある方が生活していく上で、今でも多くの不便や不安が生じています。

そのような中で、手話が社会において徐々に知られるようになり、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話が言語として位置付けられ、日本語と共存することになりました。

市民一人ひとりが、手話は言語であることを理解し、聴覚に障がいのある方が安心して生活を送ることができる環境を整え、もって障がいのある人もない人も、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話についての基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進することにより、社会的な障壁によって分け隔てられることなく、全ての市民がともに生きることのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話は、日本語と同様に一つの言語として尊重されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、手話に対する理解及び普及を促進するとともに、手話を利用しやすい環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民（市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で活動する個人又は団体をいう。）は、第2条に規定する基本理念に対する理解を深めるとともに、市の推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第5条 市は、市が別に定める障がい者に関する計画に基づき、次に掲げる手話に関する施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び普及を促進するための施策
- (2) 手話を習得し、聴覚に障がいのある方を支援する人材を養成するための施策
- (3) 手話その他の意思疎通手段による情報の取得及び共有の機会を拡充するための施策
- (4) その他市長が必要と認める施策

(財政上の措置等)

第6条 市は、前条の施策を推進するために財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。